

救急搬送における選定療養費が徴収される目安

- ◆救急車で搬送された際の選定療養費は、入院の有無や軽症かどうかではなく、救急車要請時の緊急性が認められない場合に対象病院において徴収されます。
- ◆例えば、熱中症、小児の熱性けいれん、てんかん発作などの症状は、病院到着時に改善し、結果として「軽症」と診断された場合でも、救急車を呼んだ時点での緊急性が認められるケースに該当するため、徴収の対象とはなりません。

救急車要請時の緊急性が認められない可能性がある主な事例

- ◆次の症状で医療機関にかかるときは、「とりあえず救急車」でなく、かかりつけ医や地域の診療所などを、通常の診療時間に受診してください。急いで受診するべきか迷った場合は、下記の救急電話相談へご相談ください。

ア 明らかに緊急性が認められない症状

- ①軽い切り傷のみ
- ②軽い擦り傷のみ

イ 緊急性が低い症状

- ①発熱のみ（37.4℃以下）
- ②虫に刺されたり、かまれたりした部分が赤くなり、痛いのみで、全身のショック症状（じんましん等）は見られない
- ③風邪の症状のみ
- ④打撲のみ
- ⑤慢性的な または 数日前からの歯痛
- ⑥慢性的な または 数日前からの腰痛
- ⑦便秘のみ
- ⑧何日も症状が続いていて、特に悪化したわけではない
- ⑨何となく体調が悪い、頭が重い、イライラするといった症状のみ
- ⑩眠れないのみ

救急車要請時の緊急性があると判断される可能性が高い主な事例

- ◆次の症状が見られたときは、ためらわずに救急車を呼んでください。

【15歳以上】

- ①物を喉に詰まらせて、呼吸が苦しい
- ②急な息切れ、呼吸困難
- ③顔色が明らかに悪い
- ④急に便に血が混ざりだした、急に真っ黒い便が出た
- ⑤意識の障害（返事が無い、様子がおかしい、もうろうとしている）
- ⑥けいれんが止まらない
- ⑦支え無しで立てないぐらいに、ふらつく
- ⑧突然、周りが二重に見える
- ⑨ろれつが回りにくく、うまく話せない
- ⑩顔半分が動きにくい
- ⑪突然の顔や手足のしびれ
- ⑫大量の出血を伴うけが
- ⑬広範囲のやけど
- ⑭虫に刺されて、全身にじんましんが出て、顔が悪い
- ⑮転んだり転落、交通事故で強い衝撃を受けた
- ⑯血を吐く
- ⑰突然の高熱
- ⑱突然の激しい頭痛
- ⑲胸や背中、突然の激痛
- ⑳突然の激しい腹痛



【15歳未満】

- ①物を喉に詰まらせて、呼吸が苦しい
- ②激しいせき、ゼーゼーして呼吸が苦しそう
- ③15秒以上の無呼吸がある
- ④唇の色が紫、顔色が青白い
- ⑤全身が青くなっている
- ⑥頭を強くぶつけて、出血が止まらない、吐いている、顔が悪い
- ⑦急に便に血が混ざりだした、急に真っ黒い便が出た
- ⑧意識の障害（返事が無い、様子がおかしい、もうろうとしている）
- ⑨けいれんが止まらない、一度止まっても24時間以内に2回繰り返す
- ⑩手足が硬直している
- ⑪刺激しても反応が鈍い、眠ってばかりいる
- ⑫意味不明の言動がある、異様に興奮している
- ⑬大量の出血を伴うけが
- ⑭広範囲のやけど
- ⑮虫に刺されて全身にじんましんが出て、顔が悪い
- ⑯転んだり転落、交通事故で強い衝撃を受けた
- ⑰突然の激しい腹痛
- ⑱繰り返し吐く
- ⑲保護者から見て、いつもと違う、様子がおかしい

こども(15歳未満)



急な病気やケガで救急車を呼ぶか迷ったら...



茨城県 救急電話相談 24時間365日 [相談無料] ●通話料は利用者負担 茨城県

※茨城県外にお住まいの方は、それぞれの県や市町村が運営する相談窓口をご確認ください。

おとな(15歳以上)

子ども(15歳未満)

#7119

#8000

上記でつながらない場合 050-5445-2856